

○長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月14日

条例第17号

(主旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りで

ない。

- 3 町長は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	子ども医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
2 町長	長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年長柄町条例第20号)による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
3 町長	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年長柄町規則第9号）による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	長柄町高校生等医療費の助成に関する規則（平成27年長柄町規則第7号）による高校生等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	子ども医療費の助成に関する事務であって規則に定め	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの

	るもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。))であって規則で定めるもの 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 町長	長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年長柄町条例第20号)による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	住民票関係情報であって規則に定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって規則に定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則に定めるもの
3 町長	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	長柄町高校生等医	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	療費の助成に関する規則による高校生等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
--	--	--